

○静岡県警察職員の勤務時間、休日、休暇等の管理に関する訓令

(平成7年3月24日 静岡県警察本部訓令第7号)

(目的)

第1条 この訓令は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）及び職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成7年県人委規則13—32。以下「勤務時間規則」という。）その他法令等の定めに基づき、静岡県警察に勤務する職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休日、休暇等の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(地方警務官)

第2条 警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官の勤務時間、休日、休暇等の管理については、この訓令に特別の定めがある場合を除き、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）、人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）、警察庁職員の服務に関する訓令（昭和34年警察庁訓令第4号）、地方警務官の勤務時間、休暇等についての委任に関する訓令（平成6年警察庁訓令第14号）その他国の規程によるものとする。

(1週間の勤務時間)

第3条 職員の勤務時間は、勤務時間条例第2条第1項の規定により、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（それぞれ勤務時間条例第2条第2項から第4項までに規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、別に定める。

(勤務制)

第4条 職員の勤務制は、日勤制勤務及び交替制勤務とする。

2 職員の勤務制の指定については、別に定める。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第5条 職員の週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）及び勤務時間は、前条の勤務制に基づき、別に定める基準及び手続により、所属長が割り振るものとする。

(週休日等の振替)

第6条 所属長は、職員に対し、週休日に特に勤務することを命ずる必要がある場合には、別に定めるところにより、週休日の振替又は半日勤務時間（勤務時間条例第5条に規定する半日勤務時間をいう。）の勤務時間の割振り変

更（以下「週休日等の振替」という。）を行うことができる。

- 2 所属長は、育児短時間勤務職員等に週休日等の振替を行う場合には、育児短時間勤務職員等に対し正規の勤務時間以外の時間に勤務を命ずることができる場合の要件が他の職員より厳格に定められている趣旨に十分留意しなければならない。

（休憩時間）

第7条 所属長は、職員の1日の勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、職員の休憩時間については、別に定めるところによる。

（宿日直勤務）

第8条 所属長は、人事委員会の許可を受けて次に掲げる勤務に従事させるため、職員に宿日直勤務（勤務時間規則第6条第1項に規定する宿日直勤務をいう。以下同じ。）を命ずることができる。

- (1) 警察本部における警備又は事件の捜査、処理のための当直勤務
 - (2) 警察学校における学生の生活指導等のための当直勤務
 - (3) 本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受及び庁舎の監視を目的とする当直勤務
- 2 宿日直勤務の従事時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。
 - (1) 宿直勤務 午後5時15分から翌日午前8時30分までの間
 - (2) 日直勤務 午前8時30分から午後5時15分までの間
 - 3 所属長は、宿日直勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に当該勤務を命ずることができない場合に限り、育児短時間勤務職員等に対して宿日直勤務を命ずることができる。
 - 4 所属長は、宿日直勤務を命ずる場合には、統合型勤務管理システム（以下「システム」という。）を利用して行うものとする。

（時間外勤務）

第9条 所属長は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に時間外勤務（正規の勤務時間以外の時間における宿日直勤務以外の勤務をいう。以下同じ。）を命ずることができる。

- 2 所属長は、前項の規定により職員に時間外勤務を命ずる場合は、1か月（月の初日から末日までをいう。以下この条において同じ。）について45時間及び1年（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下この条において同じ。）に

ついて360時間（以下これらを「限度時間」という。）の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

- 3 所属長は、前項の規定にかかわらず、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために必要な警察の業務又はこれらに伴う警察組織運営のための業務のうち、特に緊急性の高いものに臨時的に従事させる場合は、1か月について100時間未満及び1年について720時間を超えない範囲内で限度時間を延長することができる。この場合においては、次に掲げる要件を満たすものとしなければならない。
 - (1) 時間外勤務の時間が1か月において45時間を超える月数が、1年において6か月を超えないこと。
 - (2) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1か月当たりの平均時間について80時間を超えないこと。
- 4 所属長は、やむを得ず限度時間を超えて職員に時間外勤務を命じた場合は、限度時間を超えることとなった要因を分析し、時間外勤務の縮減に向けた改善措置を講じなければならない。
- 5 所属長は、大規模災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合は、その必要の限度において限度時間及び第3項に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずることができる。
- 6 所属長は、前項の規定により時間外勤務を命ずる場合は、県本部警務課長を経由して、本部長の承認を得なければならない。
- 7 所属長は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。
- 8 所属長は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に時間外勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときに限り、育児短時間勤務職員等に対して当該勤務を命ずることができる。
- 9 所属長は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に時間外勤務を命ずる場合には、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

（時間外勤務代休時間）

- 第10条 所属長は、静岡県地方警察職員の給与に関する条例（昭和32年県条例第40号）第14条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、別に定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措

置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、別に定める期間内にある第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日（第12条に規定する休日及び第13条第1項に規定する代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

- 2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しないものとする。

（深夜時間外勤務の振替）

第11条 所属長は、日勤制勤務に従事する職員に対し、午後10時を超える時間外勤務を命じた場合で、必要と認めるときは、別に定めるところにより、当該職員の時間外勤務の時間を翌日（時間外勤務が午前0時を超えたときは、その日をいう。以下この条において同じ。）の正規の勤務時間に振り替えることができる。ただし、当該時間外勤務が午前5時以降の時間を始期とする時間外勤務である場合又は翌日が7時間45分を超える勤務時間を割り振られた日、週休日、週休日等の振替により一部の勤務時間を割り振ることをやめた日、前条第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日、次条に規定する休日若しくは第13条第1項に規定する代休日である場合には、振り替えることができない。

（休日の勤務）

第12条 職員は、休日（勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日をいう。以下同じ。）の正規の勤務時間においては、署における当番勤務等、所属長が特に勤務することを命じた場合を除き、勤務することを要しないものとする。

（休日の代休日）

第13条 所属長は、職員に対し、休日である第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部について、特に勤務することを命じた場合で、必要と認めるときは、別に定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第10条第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

- 2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、勤務することを要しない。
- 3 所属長は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨を申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

(勤務命令簿)

第14条 所属長は、時間外勤務、休日勤務（代休日を指定した場合を除く。）及び夜間勤務（午後10時から翌日の午前5時までの間の正規の勤務時間における勤務をいう。）を命ずる場合には、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿（職員の給与に関する規則（昭和32年県人委規則7—25）別表第9）に必要な事項を記載しなければならない。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第15条 所属長は、小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項に規定する子をいう。次項、第3項及び第21条の3第1項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして勤務時間規則第7条の4に規定する者に該当する場合における当該職員を除く。）が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における正規の勤務時間の割振りによる勤務及び時間外勤務並びに宿直勤務（以下「深夜勤務」という。）をさせないものとする。

- 2 所属長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせないものとする。
- 3 所属長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、時間外勤務をさせないものとする。
- 4 前3項の規定は、勤務時間条例第9条の3第4項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項に規定する子をいう。次項、第3項及び第21条の3第1項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして勤務時間規則第7条の4に規定する者に

該当する場合における当該職員を除く。)が、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)に」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合」とあるのは「公務の運営に支障がある場合」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の請求手続等)

第16条 職員は、前条の規定による請求を行おうとする場合は、システムにより、深夜勤務の制限を請求する場合にあっては、請求する一の期間(6月以内の期間に限る。)について、その初日(以下「深夜勤務制限開始日」という。)及び末日とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに、時間外勤務の制限を請求する場合にあっては、請求する一の期間について、その初日(以下「時間外勤務制限開始日」という。)及び期間(1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。)を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに、それぞれ所属長に請求しなければならない。この場合において、引き続き深夜勤務又は時間外勤務の制限が必要な場合は再請求することができるほか、同条第1項から第3項までの規定による請求にあっては、子が出生する前であっても請求することができるものとする。

- 2 職員は、前条第2項又は第3項の規定による請求を行おうとする場合には、それぞれの請求に係る期間が重複しないようにしなければならない。
- 3 所属長は、第1項の規定により職員から深夜勤務の制限の請求があった場合には、公務の運営の支障の有無について、速やかに当該職員に対し通知するものとする。この場合において、当該通知後に公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、当該日の前日までにその旨を通知するものとする。
- 4 所属長は、第1項の規定により職員から時間外勤務の制限の請求があった場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該職員に対し通知するものとする。
- 5 前項の場合において、所属長は、時間外勤務制限開始日が当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日(以下この項において「1週間経過日」という。)前の日であった場合で、同項の措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更して通知することができる。

この場合においては、当該時間外勤務制限開始日を、当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに通知するものとする。

- 6 職員は、勤務時間規則第7条の6第1項各号（勤務時間規則第7条の7において同項各号（第4号及び第5号を除く。）の規定を準用する場合を含む。）又は第7条の9第1項各号（勤務時間規則第7条の10において同項各号（第4号を除く。）の規定を準用する場合を含む。）に掲げる事由が発生した場合には、システムにより遅滞なく所属長に届け出なければならない。
- 7 所属長は、第1項の規定による請求又は前項の規定による届出に係る事由を確認する必要があると認めるときは、職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

（妊産婦の勤務の制限）

第17条 所属長は、妊娠中の職員が請求した場合には、他の軽易な業務に転換するよう配慮するものとする。

- 2 所属長は、妊産婦（妊娠中及び産後1年を経過しない女性をいう。）の職員が請求した場合には、時間外勤務、休日勤務又は深夜勤務をさせないものとする。
- 3 前2項の請求を行おうとする職員は、システムにより請求しなければならない。

（休暇の種類等）

第18条 職員の休暇は、勤務時間条例第12条の規定により、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休業とする。

- 2 各休暇の取扱いについては、この訓令の規定によるほか、別に定めるところによる。

（年次有給休暇）

第19条 年次有給休暇は、一の年（1暦年をいう。以下同じ。）ごとに勤務時間条例及び勤務時間規則で定める日数が付与される。

- 2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、勤務時間条例及び勤務時間規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。
- 3 所属長は、年次有給休暇を、1日又は1時間（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、別に定めるところにより1日又は1時間）を単位として（特に必要と認められる場合として別に定める場合にあっては、別に定めるものを単位として）職員が請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

(特別休暇)

第20条 特別休暇は、次に掲げる場合として勤務時間規則で定める場合における休暇とする。

- (1) 職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- (2) 結婚、出産、生理、葬祭その他の特別の理由により職員が勤務しないことが相当である場合

(介護休暇)

第21条 介護休暇は、職員が要介護者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における勤務時間条例に定められた期間内の休暇とし、勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して支給するものとする。

(介護時間)

第21条の2 介護時間は、職員が要介護者を介護するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における勤務時間条例に定められた期間内の休暇とし、勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して支給するものとする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

(子育て部分休業)

第21条の3 子育て部分休業は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が次に掲げる子の養育をするため、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とし、勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して支給するものとする。

- (1) 満6歳に達する日後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児である子で、満9歳に達する日後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの

2 子育て部分休業の時間は、勤務時間条例及び勤務時間規則で定めるところにより、次の各号に掲げる範囲のうち、いずれの範囲内で子育て部分休業を請求するかをあらかじめ所属長に申し出た範囲内（勤務時間条例第15条の3第3項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、必要と認められる時間とする。

- (1) 1日につき2時間を超えない範囲内

- (2) 1年につき77時間30分を超えない範囲内。ただし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務日（勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。）1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間を超えない範囲内とする。

（特別休暇等の承認）

第22条 特別休暇（勤務時間規則第12条第1項第8号に規定する出産の場合を除く。以下同じ。）、介護休暇、介護時間及び子育て部分休業を得ようとする職員は、別に定める手続により所属長の承認を受けなければならない。

- 2 所属長は、特別休暇の請求について、勤務時間規則第12条第1項各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。
- 3 所属長は、介護休暇、介護時間又は子育て部分休業の請求について、勤務時間条例第15条第1項、第15条の2第1項又は第15条の3第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち、公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。
- 4 特別休暇、介護休暇、介護時間又は子育て部分休業の請求があった場合において、所属長は、速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。ただし、当該請求（特別休暇に係るものを除く。）に係る期間のうちにその請求のあった日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。
- 5 所属長は、特別休暇、介護休暇、介護時間又は子育て部分休業について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

（職務専念義務免除の手続）

第23条 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年県条例第20号）第2条の規定による職務に専念する義務の免除の承認を得ようとする職員は、システムにより、日、時間又は分を単位として、あらかじめ所属長に申請し、承認を得なければならない。

- 2 所属長は、前項の規定による申請が別表に定める職務に専念する義務の免除の事由別による承認要件に該当するとき、これを承認しなければならない。

（勤務免除の手続）

第24条 職員が、第12条の規定により休日に特に勤務することを命じられた場合において、勤務免除の承認を得ようとするときは、システムにより、日、時間又は分を単位として、あらかじめ所属長に申請し、承認を得なければならない。

2 所属長は、前項の規定による申請が冠婚葬祭等のやむを得ない事情によるものであるときは、これを承認するものとする。

（育児休業等の手続）

第25条 育児休業法第2条第1項の規定による育児休業、育児休業法第10条第1項の規定による育児短時間勤務又は育児休業法第19条第1項の規定による部分休業をしようとする職員は、別に定める手続により、本部長に請求し、承認を得なければならない。

（自己啓発等休業の手続）

第25条の2 地方公務員法第26条の5第1項の規定による自己啓発等休業をしようとする職員は、別に定める手続により、本部長に申請し、承認を得なければならない。

（配偶者同行休業の手続）

第25条の3 地方公務員法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業をしようとする職員は、別に定める手続により、本部長に申請し、承認を得なければならない。

（高齢者部分休業の手続）

第25条の4 地方公務員法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業をしようとする職員は、別に定める手続により、本部長に申請し、承認を得なければならない。

（欠勤）

第26条 職員が、休暇の承認を得ず、又は勤務命令に反して、正規の勤務時間に勤務しないときは、欠勤とし、勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して支給するものとする。

2 職員が介護等のためやむを得ず欠勤しようとする場合には、その理由及び時間を記載した書面を所属長に提出しなければならない。

3 所属長は、職員に欠勤があったときは、速やかに本部長に報告しなければならない。

（休暇等の管理）

第27条 所属長は、職員に係る第19条から前条までに規定する休暇等に係る事項並びに地方公務員法第28条第2項に規定する休職及び同法第29条第1項に規定する停職に係る事項について、システムに記録し、又は関係書類に必要な事項を記載し、その状況を明らかにしておかなければならない。

(勤務時間等の管理)

第28条 職員の勤務時間、休日及び休暇（以下「勤務時間等」という。）を適正に管理するため、所属に、勤務時間等管理員を置く。

2 勤務時間等管理員は、次席等をもって充てる。

3 勤務時間等管理員は、職員の勤務時間等について管理するとともに、勤務時間等についての必要な指導監督に当たらなければならない。

4 所属長は、勤務時間等管理員の業務を補助させるため、必要により勤務時間等管理担当者を置くことができる。

(会計年度任用職員の勤務時間等)

第29条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等については、別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

2 静岡県警察職員の勤務時間、休日、休暇等の管理に関する訓令（平成4年県本部訓令第22号）は、廃止する。

附 則（平成8年3月13日県本部訓令第4号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年11月5日県本部訓令第22号）

この訓令は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成10年3月12日県本部訓令第7号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日県本部訓令第16号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月30日県本部訓令第8号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月28日県本部訓令第8号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月20日県本部訓令第10号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日県本部訓令第11号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月6日県本部訓令第27号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成18年7月1日から適用する。

附 則（平成19年3月23日県本部訓令第15号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月21日県本部訓令第22号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成19年12月20日県本部訓令第53号）

この訓令は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日県本部訓令第24号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月2日県本部訓令第6号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月23日県本部訓令第39号）

この訓令は、平成21年6月23日から施行する。

附 則（平成21年9月24日県本部訓令第45号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際改正前の静岡県警察職員の勤務時間、休日、休暇等の管理に関する訓令様式第9号により作成されている用紙は、平成21年12月31日までの間、調整して使用することができる。

（静岡県警察職員の勤務時間、休日、休暇等の管理に関する訓令の一部を改正する訓令の一部改正）

- 3 静岡県警察職員の勤務時間、休日、休暇等の管理に関する訓令の一部を改正する訓令（平成20年県本部訓令第24号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則（平成21年12月2日県本部訓令第60号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成21年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際、改正前の第9条の規定による平成21年12月31日までの宿日直勤務の命令に関する事務は、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月25日県本部訓令第24号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際改正前の静岡県警察職員の勤務時間、休日、休暇等の管理に関する訓令様式第9号により作成されている用紙は、平成22年12月31日までの間、調整して使用することができる。

附 則（平成22年6月30日県本部訓令第34号）

この訓令は、平成22年6月30日から施行する。

附 則（平成23年3月11日県本部訓令第10号）

- 1 この訓令は、平成23年3月17日から施行する。ただし、第25条の次に1条を加える改正及び様式第9号の改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に改正前の静岡県警察職員の勤務時間、休日、休暇等の管理に関する訓令（以下「改正前訓令」という。）様式第1号の2により作成されている用紙は平成23年3月31日までの間、改正前訓令様式第7号、様式第8号及び様式第9号により作成されている用紙は平成23年12月31日までの間、調整して使用することができる。

附 則（平成23年12月22日県本部訓令第31号）

この訓令は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成26年12月25日県本部訓令第25号）

この訓令は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月15日県本部訓令第9号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月26日県本部訓令第35号）

この訓令は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成30年4月26日県本部訓令第9号）

- 1 この訓令は、平成30年5月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際改正前の静岡県警察職員の勤務時間、休日、休暇等の管理に関する訓令様式第9号及び第10号により作成されている用紙は、平成30年12月31日までの間、調整して使用することができる。

附 則（平成31年3月29日県本部訓令第15号）

- 1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年8月31日までの間におけるこの訓令による改正後の第10条第3項第2号の規定の適用については、同号中「5か月の期間」とあるのは、「5か月の期間（施行日以後の期間に限る。）」とする。
- 3 平成32年3月31日までの間におけるこの訓令による改正後の第10条第7項の規定の適用については、同項中「人事異動前1年間」とあるのは、「人事異動前1年間（施行日以後の期間に限る。）」とする。

附 則（令和2年3月27日県本部訓令第9号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日県本部訓令第9号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月27日県本部訓令第25号）

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日県本部訓令第22号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日県本部訓令第23号）

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年県条例第39号）附則第10条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この訓令による改正後の静岡県警察職員の勤務時間、休日、休暇等の管理に関する訓令第3条第2項、第9条第9項及び第19条第3項の規定を適用する。

附 則（令和6年12月19日県本部訓令第29号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和7年1月1日から施行する。
（静岡県警察職員の勤務時間、休日、休暇等の管理に関する訓令の一部を改正する訓令の一部改正）
- 2 静岡県警察職員の勤務時間、休日、休暇等の管理に関する訓令の一部を改正する訓令（令和5年県本部訓令第23号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第3条第3項、第4条第3項、第5条第3項」を「第3条第2項」に、「第10条第10項」を「第9条第9項」に改める。

附 則（令和7年3月31日県本部訓令第13号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年10月1日県本部訓令第35号）

この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

附 則（令和8年3月12日県本部訓令第11号）

この訓令は、令和8年3月12日から施行する。